

西彼町商工会
西海町商工会
大島町商工会
崎戸町商工会
大瀬戸町商工会

西海市商工会合併協議会

ニュース

第4号

発行者
西海市商工会合併協議会
事務局
大瀬戸町商工会
西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷 2278-3
0959-22-0597

第四回西海市商工会合併協議会開催

七月二十一日、西彼町商工会で第四回西海市商工会合併協議会を開催し、七つの議案が協議され可決承認されました。

協議事項概要は以下のとおりです。

事務処理の統一化について
各商工会で行なっている各種事務について新商工会設立までに事務処理統一化を進めることとなりました。そのため、担当者別、項目別に事務処理統一化会議を開催していき

ます。統一すべき事項としては、庶務、人事関係、経理会計、金融経営指導、税務、労働、共済等関係事務などです。県下統一された事務もあるもの、各商工会が独自に行なっている事務もあり、また、合併の体制に合わせた新しい方式にする必要があるものなどを研究、合併後の事務処理方法を確立させます。

商工会の事業について

商工会の事業は商工会法第十一条に規定されており、商工会の目的である地区内における商工業の総合的

な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するための事業を行なうものです。具体的な事業については、定款に定めることとなります。

地域振興事業・固有の事業の取り扱いについて

現在五町商工会が行っている地域振興事業・地域固有の事業は原則としてすべて継続実施します。



ただし行政等の補助見直しや、開催の効率化・広域化の観点から必要があれば新商工会において事業の調整を行うこととなります。地域振興事業等については、主に各地で開催されるまつり等へ商工会が関与し

ている部分が多く、西海市の取り組みと歩調をあわせて行なっていく予定です。

受託事業・事務代行の取扱いについて

現在の五町商工会が取り扱っている受託事業と商工会会員からの事務代行（労働保険・記帳代行・金融斡旋・償還事務代行等）については、すべて新商工会へ引き継ぐものとする事となりました。ただし行政等の事業見直しや、効率化の観点から新商工会において事業の調整を行なうことになりました。

県・市補助金について

県補助金については、県小規模事業経営支援事業費補助金の交付要綱に従い交付されています。合併時及び合併後についても県商工会連合会の協力を得て折衝を行っていく予定です。

市補助金については、旧各町から各商工会へ運営費補助金及び事業費補助金として交付されています。商工会の合併の機会に、平成十八年度の予算獲得を西海市商工会合併協議会として、（次ページへ続く）

合併協議会進捗状況

1 7 年 4 月	第1回合併協議会 合併協議会の規約 正副会長の選任 事業計画書及び予算書の承認 合併協議事項の承認 商工会の名称 合併の方式 合併の期日	済
5 月	第2回合併協議会 協議会スケジュール 意見集約・啓発の方法 公告の方法 会員の資格 総会・総代会・役員 各種部会 各種委員会	済
6 月	第3回合併協議会 青年部・女性部の取扱 各種共済事業 加入金・会費・手数料 財産の取扱 定款・規約・規程の整備	一部再提案
7 月	第4回合併協議会 事務処理の統一化 商工会の事業 地域振興事業、固有の事業 受託事業、事務代行 県・市補助金 支出の精査 手数料について	一部再提案
8 月	第5回合併協議会 新商工会の場所、本支所体制 事務局体制 規程整備・手数料	
9 月	第6回合併協議会 新商工会の事業計画 新商工会の財政計画 設立委員会 合併基本協定	
10 月	第7回合併協議会 その他継続審議 基本協定の締結	

(前ページより)以下のように要望していくこととなりました。

要望事項
平成十八年度運営費補助金は、平成十七年度運営費補助金と同額を最低限確保されるよう要望する。

平成十九年度以降の運営費補助金については、補助金の制度化を要望する。

要望活動(行政との懇談会等)

西海市商工会合併協議会の役員(会長・副会長等)による、市長及び市議会議員等への陳情。

実務担当者による、連絡会議の実施

支出の精査について

各商工会で支出している地域振興事業費、管理費、各種団体負担金、寸志、交際費等、その他各支出等については、地域性・必要性などを勘案の上、合併までに必要な調整を行ない合併後見直すこととなりました。

手数料について

前回第三回協議会で、手数料については、現在各商工会の基準にかなりばらつきがあることから、充



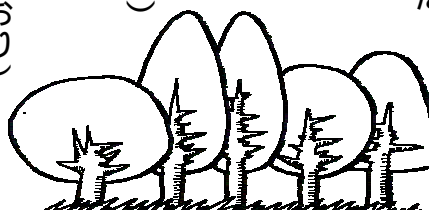
分実務担当者で協議を行い再度提案することとなった。おりましたが、今回金融斡旋、金融償還、会館使用、コピー、輪転機、その他事務手数料が決まりました。また、会員の皆様に影響が大きい記帳関

項目	新手数料基準金額
金融斡旋手数料	会員 無料とする
	会員外 決定額の3/1000とする(上限3万円)
金融償還手数料 (団体償還)	会員 償還回数×50円
	会員外 償還回数×100円
会館使用料	大会議室等 1時間 200円
	小会議室等 1時間 100円
	冷暖房 1時間 200円
	会員外は2倍とする
コピー(モノクロ)	1枚20円
輪転機	製版200円 紙代2円 印刷料1円 印刷代行料2円 紙を持ち込まないで印刷代行の場合1枚につき5円 印刷代行において印刷後の裁断は行わない 会員外は2倍とする
	その他の事務手数料 実費相当額を徴収することができる

係手数料及び労働保険事務組合手数料については実務担当者で協議を続けており、「記帳関係手数料及び労働保険事務組合手数料については、新商工会の財政面にも配慮しながら継続して慎重に検討を加えることとしたい。」また、「新手数料の適用開始時期についても同じく継続して検討することとしたい。」との経過報告がなされました。

その他
第五回の協議会の日時場所・提出議案については以下のように決まりました。

第五回西海市商工会合併協議会
日時 平成十七年八月二十二日(月) 十四時より
場所 西海公民館
提出議案(前頁スケジュール表のとおり)



町補助金と県補助金の現況

平成16年度実績(単位:千円)

項目	西彼町	西海町	大島町	崎戸町	大瀬戸町	合計
町運営費補助金	2,800	2,500	3,800	1,215	3,500	13,815
県補助金	21,857	19,046	26,760	14,452	23,064	105,179
町補助金の割合 / (%)	12.8%	13.1%	14.2%	8.4%	15.2%	13.1%
会員数(H16年実態調査)	194人	208人	187人	80人	194人	863人
会員一人当り /	14.4	12.0	20.3	15.1	18.0	16.0
町事業費補助金	250	3,152	800		1,000	5,202
	青女性部	商品券等発行事業	研修室改修		夏祭事業	

経営改善普及事業にかかる費用と県補助金交付額の状況

平成16年度実績(単位:千円)

項目	西彼町	西海町	大島町	崎戸町	大瀬戸町	合計
経改事業指導職員設置費	22,948	17,948	26,024	17,090	21,921	104,331
経改事業指導事業費	7,833	6,531	7,950	1,716	7,485	31,515
合計(A)	29,981	23,674	33,974	18,806	29,406	135,846
県補助金(B)	21,857	19,046	26,760	14,452	23,064	105,179
差額(A-B)商工会自己負担分	8,124	4,633	7,214	4,354	6,342	30,667
職員数	5	4	6	3	6(5)	24(23)

職員数の大瀬戸町及び合計欄のカッコ内は平成17年度の人数

